

札幌市自立支援協議会清田区地域部会規約

第1条（目的）

札幌市自立支援協議会清田区地域部会（以下「清田区地域部会」という。）は、札幌市自立支援協議会（以下「市協議会」という。）の下部組織として、障がい当事者、障がい福祉事業所、行政機関、その他清田区内の様々な事業者との連携のもとに、障がい児（者）を含むすべての清田区民が、お互いに理解し合いながら共生できる「地域づくり」を行うことを目的とする。

第2条（活動）

清田区地域部会は、次の活動を行うものとする。

- (1) 障がい福祉関係事業者や関係機関の連携体制構築に関する活動
- (2) 清田区の課題を解決するための、市協議会等への施策提言
- (3) 障がい福祉関係事業者の資質向上を目指した活動
- (4) 障がい児者の持っている力を十分に発揮できる環境づくりを目指した活動
- (5) 障がい児者や家族の生活実態を理解し、必要な社会資源を開発・改善する活動
- (6) 障がい福祉施策・事業者・機関の周知に関する活動
- (7) 障がい福祉に係る普及啓発、地域の理解促進に関する活動
- (8) その他、目的達成に必要な活動

第3条（構成員）

清田区地域部会は、次に掲げる事業者、機関、個人等で、目的に賛同するもので構成する。

- (1) 清田区を担当地区とする相談支援事業者
- (2) 清田区内に拠点のある障がい福祉サービス事業者（旧法施設、地域活動支援センター、共同作業所を含む）
- (3) 清田区内に拠点のある障がい福祉に関連する福祉施設または事業者
- (4) 清田区内に居住する障がい当事者または区内で活動する障がい者団体
- (5) 清田区社会福祉協議会
- (6) 清田区保健福祉部保健福祉課
- (7) その他、障がい福祉の向上に関心のある者で事務局が適当と認める者

第4条（役員）

- 1 清田区地域部会に会長1名、副会長1名もしくは2名、専門部会から各1名の運営委員を役員とし、役員の間選によって会長及び副会長を定める。
 - (1) 役員は前条の構成員の中から選任し、全体会の運営等を行い、会長、副会長を補佐する。
 - (2) 会長は清田区地域部会を代表し、運営委員会を主宰する。
 - (3) 副会長は、会長に事故があるとき、その職務を代行する。
- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条（全体会）

- 1 活動内容等の情報を共有するため、清田区地域部会の全体会を年1回以上開催する。
- 2 全体会の開催に合わせて、又は随時に、事例検討の勉強会又は研修会等を開催する。

第6条（事務局）

- 1 清田区地域部会の事務局を、清田区保健福祉課に置き、社会福祉協議会、相談支援事業所等会長が指名する構成員による運営委員会を、必要に応じて開催する。
- 2 運営委員会には、関係者を臨時で参加させることができる。

第7条（こころのチーム）

精神保健福祉分野の連携を深め、研修会の企画立案や課題解決等の活動の専門性を高

めるため、清田区地域部会内にこころのチームを置く。

第8条（若手の会）

障がい福祉分野での経験の浅い支援者を中心とした情報交換や連携の機会を充実し、その意欲や資質の向上や交流の活性化を図るため、清田区地域部会内に若手の会を置く。

第9条（子ども部会）

障がい児福祉関係分野の支援者を中心とした情報交換や連携の機会を充実し、その意欲や資質の向上や交流の活性化を図るため、清田区地域部会内に子ども部会を置く。

第10条（運営委員）

第7条から第9条までの部会の代表者を運営委員とする。

第11条（その他）

この規約に定めるもののほか必要な事項は、清田区地域部会の協議により定める。

附 則 幹事の任期は当初に限り、平成24年6月の全体会の日までとする。

附 則 この規約は、平成22年12月6日から施行する。

附 則 この規約は、平成28年2月9日から施行する。

附 則 この規約は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成31年1月1日から施行する。